議員活動のための休暇・休職・復職制度の導入

2017 年 4 月 6 日
選挙市民審議会第 1 部門会議
片木淳

１．背景等

1.1　地方選挙における無投票当選者

1.1.1　市区長選・市区議選の無投票当選者（平成 27 年 4 月統一地方選）

市長選・東京区長選の立候補者数

選挙（件数）	合計（女性）	現	元	新	無投票当選	前回（件数）
市長（89市）	179（13）	75	3	101	27	203（88市）
東京区長（11区）	32（2）	9	0	23	0	46（13区）

295市議選の立候補者数

	計（女性）	無投票	前回
自民	693（40）	5	550
民主	306（43）	8	487
維新	71（5）	1	—
公明	909（295）	21	915
共産	715（266）	26	757
社民	80（18）	1	106
生活	1（0）	0	—
次世代	16（0）	0	—
元気会	4（1）	0	—
諸派	174（69）	2	252
無所属	5415（523）	182	5558
合計	8384（1260）	246	8625

（注）改選総定数6865人。諸派の前回にはみんなの党、たちあがれ日本、国民新党を含む

【出典：日経新聞 HP「無投票、27 市長に増加　統一地方選後半戦スタート 2015/4/20 付日本経済新聞　朝刊」】

1.1.2　町村長選・町村議選の無投票当選者（平成 27 年 4 月統一地方選）

「　統一地方選の 122 町村長選と 373 町村議選が 21 日、告示された。町村長選では、43.4%に当たる 53 選挙が無投票になった。町村議選では 89 選挙が無投票となり、定数の 21.8%に当たる 930 人が有権者の審判を受けずに議席を得た。町村議選の無投票当選者数の割合は、過去最高だった 2003 年についで過去２番目だった。また、４町村議選で候補者が定数に達しなかった。　　」

【出典：朝日新聞 HP「町村長選４３%が無投票　統一選が告示、町村議選も」(2015 年 4 月 21 日 21 時 16 分)】

1.1.3　統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移

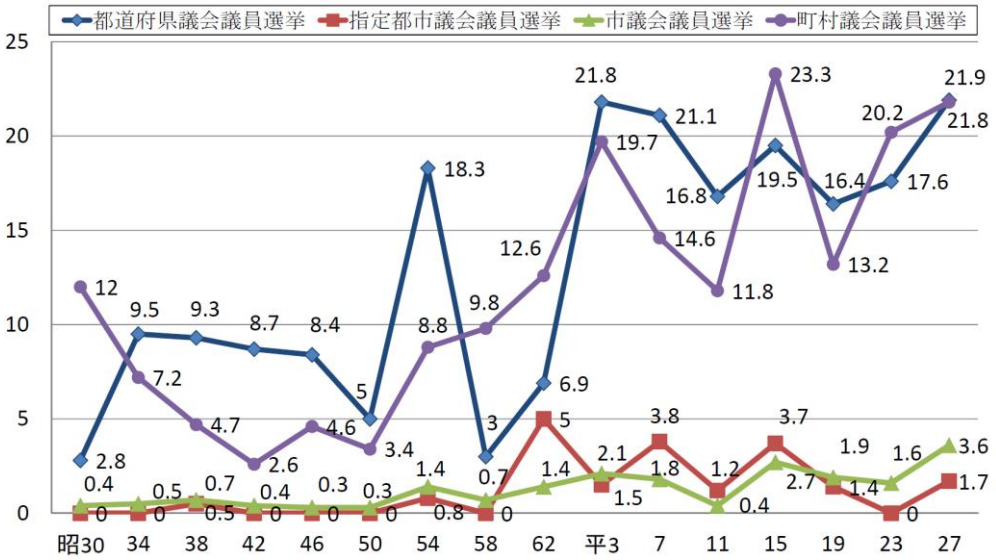

注1：総務省「地方選挙結果調」をもとに作成。
　　本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの。
注2：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。

【出典：総務省 HP「組織案内 ＞ 審議会・委員会・会議等 ＞ 地方行財政検討会議」「第一分科会･第 3 回（平成 22 年 6 月 18 日開催)」「資料 2　議会のあり方について」】

1.2　地方制度調査会の答申等

1.2.1　第 28 次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（平成 17 年 12 月 9 日、抜粋）

（議会改革の具体的方策）

「制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また、議員として活動することができるような環境の整備、さらには地方公共団体の議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題である。」

1.2.2　第 29 次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（平成 21 年 6 月 16 日、抜粋）

（勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備）

「立候補を容易にするため、これに伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等を導入することなどが考えられる」が、

「まずは、議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討していくべきである」。

公務員については、「公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある」が、「引き続き検討の課題としていくべきである」。

1.2.3　総務省「地方議会に関する研究会」報告書（平成 27 年３月）

「労働基準法では、公民権行使の保障の規定が置かれ、『被選挙権の行使」として、立候補届出のための行為のほか、法定期間中の選挙運動も含まれると解されているが[12]、さらなる環境整備については、上記の指摘（注：29 次地制調答申）を踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。」

「公務員が地方議会の議員を兼ねることについては、行政分野に通じた人材が議員として活動することになり、有益な面があるとの指摘があるが、一方で、公務員の政治的中立性との関係が課題となる。具体的には、都道府県の職員が住所を有する市町村の議会議員を兼ねる場合や、市の職員が住所を有する町村の議会議員を兼ねることなどが想定される。これについては、前者は補助金等の交付などの利害が関係す

る場合が考えられるため慎重な議論が必要ではないか、後者については、より柔軟に議論できるのではないかとの意見があった。また、議会の開催日数を確保して議会機能の活性化を図ろうとする昨今の方向性からは、公務員が長期間職務を離れることは現実的には難しいのではないかとの意見があった。

公務員の立候補制限については、現行制度において職員が立候補した時点で失職となることを緩和する議論はあり得るのではないかとの意見があった。」

注 12）労働基準法上－労働法コンメンタール３－［平成２２年版］（厚生労働省労働基準局 編） P103 参照

1.2.4　第 31 次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成 28 年３月 16 日、抜粋）

「　市町村合併等の影響もあり、議員数が減少している一方、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていること等にみられるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化している。」

「　③　立候補に伴う各種制度の整備

例えば、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等の導入については、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備を進める観点から有効な方策の一つと考えられることから、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

また、公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、多様な人材が議員として議会に参画する上で有効な方策の一つと考えられることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要がある。　」

【出典：総務省 HP「組織案内 ＞ 審議会・委員会・会議等 ＞ 地方制度調査会」等 】

２．立候補制限等の現状

2.1　一般の勤労者

2.1.1　労働基準法第７条

使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他**公民としての権利**を行使し、又は**公の職務**を執行するために必要な時間を請求した場合については、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

※　「**公民としての権利**」＝法令に根拠のある公職の被選挙権を含む。さらに、当選のために必要な法定期間中の選挙運動は、被選挙権の行使に必然的に伴うものとして広く公民権に含ませて考えるべきであろうとされている。

「**公の職務の執行**」＝議員としての職務等国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務等を含む。

※　本条は正常な労働関係を前提として労働者の公的活動との調和を図る趣旨のものであり、また、文理上も不利益取扱いの禁止まで含まれているとは解されないので、公の職務の執行のために必要な時間が著しく長期にわたる場合に、当該労働者を休職にしたり、解雇したりしても本条違反は成立しないと解されている。もっとも、本条に定める公の職務の執行は、法律で認められた権利の行使であるから、懲戒解雇等の懲戒処分を行うことは許されないものと解されている。

※　賃金については、当事者間の自由に委ねられている。

※　本条違反は６ヶ月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処せられる（労働基準法第 119 条第１号）

【以上、出典：総務省 HP「組織案内 ＞ 審議会・委員会・会議等 ＞ 地方行財政検討会議」「第一分科会･第３回（平成 22 年 6 月 18 日開催）」「資料２　議会のあり方について」】

［図表］公民としての権利と公の職務

	該当するもの	該当しないもの
公民としての権利	①　法令に根拠のある公職の選挙権および被選挙権（自らの法定期間中の選挙運動を含む） ②　憲法の定める最高裁判所裁判官の国民審査 ③　特別法の住民投票 ④　憲法改正の国民投票 ⑤　地方自治法による住民の直接請求 ⑥　選挙人名簿の登録の申し出　など	①　訴権の行使（個人的な損害賠償の訴えなど） ②　他の立候補者のための選挙運動　など
公の職務	①　衆議院議員その他の議員、労働委員会の委員、陪審員、検察審査員、労働審判員、裁判員、法令に基づいて設置される審議会の委員等 ②　民事訴訟法上の証人・労働委員会の証人 ③　公職選挙法の選挙立会人　など	①　予備自衛官が防衛招集または訓練招集に応ずること ②　非常勤の消防団員など ※単純な労務の提供を主たる目的とする職務は該当しない

【表の出典：労務行政研究所 HP（jin-jour）「新任担当者のための労働法セミナー[2014.10.21]」、下山智恵子「第 30 回　公民権行使の保障（労働基準法 7 条）」】

＊　判例等

①　十和田観光電鉄事件、　最判昭和 38 年 06 月 21 日

「　所論のごとく公職に就任することが会社業務の逐行を著しく阻害する虞れのある場合においても、普通解雇に附するは格別、同条項を適用して従業員を懲戒解雇に附することは、許されないものといわなければならない。　」

②　森下製薬事件　大津地裁　昭 55.10.17 決定

「　地方議会議員への就任ということだけを理由として解雇することはできないが、その結果として業務に支障を来したことを理由とする解雇は正当」

③　行政実例

ア　就業規則等に公民権の行使を労働時間外に実施すべき旨を定めておいて、それを根拠に労働者が就業時間中に選挙権の行使を請求することを拒否することは本条違反である（昭和 23 年 10 月 30 日基発 1575 号）。

イ　公民権の行使に係る時間を有給とするか無給とするかは当事者の自由に委ねられ、無給でもよい（昭和 22 年 11 月 27 日基発 399 号）

ウ　応援のための選挙活動、一般の訴権の行使、予備自衛官の招集、非常勤の消防団員の職務等は、公民としての権利・公の職務に該当しない（昭和 63 年 3 月 14 日基発 150 号）

2.1.2　問題点等

①　労働基準法 7 条の規定は、「公民としての権利」等の定義があいまいで、立候補等に対して抑制的となっており、結果として「立候補の自由」という重要な基本的人権の行使を制約し、民主主義の成熟と活性化を妨げている。

②　また、無投票の増加等議員の成り手不足、選挙の低迷の原因となっている（「１．背景等」）とともに、ひいては、国民の政治に対する無関心を助長している。

③　会社業務の逐行を著しく阻害する虞れのある場合における普通解雇を容認するかのような上記最高裁判決（十和田観光電鉄事件）は、傍論とはいえ、一方的に会社の業務の優先性を前提とするものであり、基本的な認識において誤りであるが、大津地裁（昭 55.10.17 決定）のように、これに追随する判決も現れている。

④　パソナ、資生堂、楽天、富士通、吉本興業など就業規則等で社員が公職に就いた場合に休職を認める企業もあるが、まだまだ少ない。

⑤　労働基準法 7 条の規定を明確かつ積極的に立候補を促進するようなものに改め、企業等における就業規則等の改正を促すとともに、議員となることに対する不利益な取り扱いを禁止し、復職を認めるなどの法整備が必要である。

⑥　諸外国においても、勤労者の立候補等を容易にしている（３参照）。

２.2　公務員

2.2.1　公職選挙法による公務員の立候補制限

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員は、原則として、在職のまま立候補することはできない。ただし、次の（1）から（5）に掲げる者は立候補することができる（法 89①）。

（1）　内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官（法 89①Ⅰ）

（2）　技術者ヽ監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、公選法施行令で指定する者（法 89①Ⅱ、令 90①）

（3）　公選法施行令で指定する臨時又は非常勤の委員、顧問、参与、嘱託員等（法 89①Ⅲ、令 90②）

(4)　常勤の者を除く消防団長その他の消防団員及び水防団長その他の水防団員（法 89①Ⅳ）

(5)　地方公営企業等の労働関係に関する法律第３条第４号に規定する職員（ただし、主たる事務所の職員で課長職以上の者を除く。）（法 89①Ⅴ、令 90③）

なお、任期満了による選挙の場合にあっては、右の立候補制限の規定にかかわらず、当該任期満了の議員又は長は、在職中当該選挙に立候補することかできる（法 89②）。

以上の制限に反する立候補届は受理されるが、受理されると同時に、その者は当該公務員を辞したものとみなされ、その職を失う（法 90）。

立候補届出後に、以上に該当するに至った場合は候補者の届出が取り下げられたものとみなされ、候補者たることを辞したものとみなされ、又は名簿登載者でなくなる（法 91）。

【出典 : 選挙制度研究会編『わかりやすい公職選挙法　第 15 次改定版』(ぎょうせい。平成 27 年)】

(参考)

（1）　国家公務員法第 102 条（政治的行為の制限）

①　職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

②　職員は、公選による公職の候補者となることができない。

③　職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

なお、地方公務員法 36 条（政治的行為の制限）参照。

（2）　地方自治法第 92 条（兼職の禁止）２項

普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法　（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

2.2.2　問題点等

公選法第 89 条が設けられた理由としては、

①　公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不公平等を排除する

②　公務員の職責遂行に支障なからしめる

③　選挙公営の強化に伴い、現職のまま漫然と立候補し、当選をぎょうこうとし、落選すれば従前の資格を保持しようとするような候補者の乱立するのを抑制する

ことがあげられている（安田充、荒川敦『逐条解説公職選挙法』(ぎょうせい、2009 年) 同 778 頁)。

しかし、①については、地位利用等を規制すればよく、現に公選法 136 条の 2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）の規定がある、②については、当選した場合には、公務員の職を退職あるいは休職とすれば、問題はない、③については、逆に、現状は立候補のリスク等により議員等の成り手が不足していることが問題となっており、環境を整備することにより公務分野からの議員の成り手も確保していくべきである。また、諸外国においても、公務員と議員の兼職を認めている国が多い（次項)。

３．諸外国の状況

3.1　諸外国の議員としての活動と休暇制度・休職制度・復職等の制度

○　フランス

・　人口 3,500 人以上の地方議会議員の選挙においては、サラリーマンの立候補者は、選挙運動のために 10 日間の休暇を取得することができる。

・　地方議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、本会議又は委員会等への出席を許可しなければならない（その時間分の給与は無給にできる。)。

・　人口 3,500 人以上の地方議会議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、議会への出席等の準備に必要な時間を 3 か月毎に一定範囲で与えなければならない（その時間分の給与は無給）→いわゆる「時間予算」。

・　議会活動に関し報酬を受け取らない地方議会議員は、議会活動によって余儀なくされた減収に対し、一定の補填措置を受けることができる。

・　民間被用者：地方団体総合法典による労働法典 L.122-24-2 の準用（国会議員になった場合の規定の準用)。

　コミューンの首長又は人口２万人以上のコミューンの助役、県及び州の議長又は副議長に就任した場合、その任期が切れるまでの間、雇用契約を一時的に休止する旨規定されている。任期切れの後は、再選され公選職への就任が継続する場合は契約の休止状態が継続する。再選されず復職しようとする場合は、任期切れ後遅くとも２か月以内にその意思を雇用主に通告すれば、その通告から２か月以内に従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職できる。

・　公務員：公務員の権利と義務にかかる「一般身分規程」（公務員法典）により、その身分を放棄することなく「派遣」又は「休職」の扱いを受け公選職に就任する間、一般公務員としての職務の遂行から離脱することができる。なお、地方公務員が自らの雇用主たる地方団体の議員になることはできない。

首長又は人口２万人以上のコミューンの助役、県又は州の議長又は副議長の職務を遂行しようとするときには、その申し出に基づき「派遣」扱いとする。（L.2123-10,L.3123-8,L.4135-8）それ以外の公選職に就任しようとするときには、その申し出により、現に雇用している当局の判断に基づいて「派遣」扱いにできる。

○　ドイツ

・　ドイツ連邦共和国基本法第 48 条〔選挙準備のための休暇請求権、職務行使の自由、補償請求権、国有交通機関の無料利用権〕

（1）　連邦議会に議席を得ようとする者は、その選挙の準備のために必要な休暇を請求する権利を有する。

（2）　何人も、議員の職務を引き受け、かつこれを行使することを妨げられてはならない。このことを理由とする解約告知または免職は、許されない。

（3）　議員は、その独立を保障するにふさわしい補償〔＝歳費〕を請求する権利を有する。議員は、国有の交通手段を無償で利用する権利を有する。詳細は、連邦法律で規律する。

・　州議会議員への立候補、就任受諾、及び議員活動の妨害禁止、それらを理由とした職場での不利益取り扱い及び解雇・免職の禁止、選挙準備のために２か月までの休暇を認めるべきこと（休暇の間の給与は補償されない）、議員としての在職期間を職場での勤務期間に算入すべきことが定められている（例バーデンーヴュルテンベルク州憲法 29 条、同州議員法 2 条～4 条）。

・　特に、州議会議員としての活動には職場での休暇を要しない旨（バイエルン州憲法 30 条）、議員を意に反して職場で休職に付すことの禁止を定めている例（バーデンーヴュルテンベルク議員法 2 条 2 項 2 文）もある。

※　官吏については、一時離職制度、有給休暇等の定めがある。

（参考）郡法(LKrO)第 26 条第 2 項及び市町村法（GO）第 32 条第 2 項により、雇用者はその被用者が地方議員となることを妨げてはならず、また、地方議員の業務遂行のために必要な時間を与えなければならない。また、議員業務のため、本来得られる収入が得られなかった場合は、自治体がその相当額を補償している。

○　イタリア

地方自治統一法典 79、80 条：従属労働者（民間、公共）が市、県議員である場合、議会出席日には休暇取得（有給）する権利を有する。地方団体執行部に従事する場合、上記権利はそのままとして、毎月 24 時間（市長県知事は 48 時間）休職する権利を有する

同 81、86 条：市長、県知事、市、県議長、参事会助役は、任期中休職する権利（無給）を有する。地方団体議員が休職申請する場合、社会保障費は自ら負担する（2007 年 12 月 24 日法律 244 号（予算法）で上記の通り変更）

休職（Aspettativa）：1970 年 5 月 20 日法律 300 号 31 条は、公職に就く雇用労働者の無給休職について規定する。

※ 第 29 次地制調資料及び『フランスの選挙』山下茂著 p.157 以降参照、『フランスにおけ地方分権の動向（八）』山﨑栄一著、『議員職と職業公務員職の兼職不能性について－日独現行法の比較』山本隆司著、『新解説世界憲法集』初宿正典・辻村みよ子編により作成。

【以上、出典：総務省 HP「組織案内 ＞ 審議会・委員会・会議等 ＞ 地方行財政検討会議」「第一分科会･第 3 回（平成 22 年 6 月 18 日開催）」「資料 2　議会のあり方について」】

3.2　職業公務員と議員との兼職

3.2.1　被選挙権の制限

○　イギリス

地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員（事務総長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、法律アドバイザー（PoliticalAdvisor））は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。

○　ドイツ

連邦、州、市町村における官吏等※１の被選挙権は、法律により制限できる。

※一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。

○　スウェーデン

コミューン、ランスティングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。

○　フランス

コミューン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した６ケ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に

立候補することができる。)。

デパルトマン・レジオン：一定の公職にある者（総局長、部長、次長、課長）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミューン（デパルトマン）議会議員には原則として立候補することはできない。

※ 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。

※

○ イタリア

コムーネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者※2 は被選挙権を有しない。

レジオーネ議会議員：一定の公職にある者※3 は被選挙権を有しない。

○ 韓国

一定の公職者※4 が立候補する場合、当該選挙日 60 日前までにその職を辞任しなければならない。

※１ 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

※２ 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シンタゴ（市町村長）及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者（地方自治統一法典第６０～７０条）

※３ 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシンタゴ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者(トスカーナ州、1981 年 4 月 23 日の州法第 154 号)

※４ 国家公務員・地方公務員（ただし、政党法の規定により党員となれる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。)、選挙管理委員会員又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合法・水産業協同組合法・山林組合法・葉たばこ生産協同組合法によりされた組合の常勤役員とこれら組合の中央会長、地方公社と地方公団の常勤役職員、政党法の規定により党員になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

※第 29 次地制調資料抜粋

【以上、出典：総務省 HP「組織案内 ＞ 審議会・委員会・会議等 ＞ 地方行財政検討会議」「第一分科会･第 3 回（平成 22 年 6 月 18 日開催)」「資料 2　議会のあり方について」】

3.2.2　兼職の禁止

○　イギリス

地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。

○　ドイツ

市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている（官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。)。

・　官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。
・　一時離職制度※が用意されている。
・　地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。

○　スウェーデン

最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。

※　官吏が議員としての期間を終えて 3 ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後 3 ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で 55 歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議会議員の職を兼職できないと

される官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議会議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議会議員への就任受諾ができない（もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。）。

○　フランス

デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン（デパルトマン）議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない（収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている。）。2000 年 4 月の公選職兼任制限法により、1 人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。

○　イタリア

コムーネ評議会議長（SINDACO）は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない（地方自治法典第６３条）。人口 20000 人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない（1953 年の法律）。レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議会議員、州評議員、欧州議会議員との兼職は禁じられている（共和国憲法第 122 条）。

○　韓国

地方議会議員は、一定の公職※との兼職は禁止されている。

※　国会議員及び他の地方議会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）、政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党員となることができない教員

【以上、出典：総務省 HP「組織案内 ＞ 審議会・委員会・会議等 ＞ 地方行財政検討会議」「第一分科会･第 3 回（平成 22 年 6 月 18 日開催）」「資料 2　議会のあり方について」】

４．改革案

Ⅰ　労働基準法などの関係法律に以下のような規定を設ける。

（ア）　地方議会議員への立候補や議員活動に対する妨害、それらを理由とした職場での不利益扱い、解雇及び免職を禁止し、むしろ社会全体でこれを支援すべき旨規定する。

（イ）　議員在職中における雇用契約に係る有給休暇制度、休職・退職制度を設ける。

（ウ）（イ）において退職した場合、議員としての任期を終えた後は、申請により従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職させる。

Ⅱ　地方自治法や地方公務員法などの関係法律を以下のように改正する。

（ア）　立候補及び兼職禁止規定を全廃する。

（イ）　議員となった場合には、公務員の職を休職又は退職することとする。

（ウ）（イ）の場合、議員としての任期を終えた後は、申請により公務員としての職務に復帰させる。

【参照：総務省 HP「組織案内 ＞ 審議会・委員会・会議等 ＞ 地方行財政検討会議」「第一分科会･第 3 回（平成 22 年 6 月 18 日開催）」「資料 2　議会のあり方について」】

（参考）立候補休暇に関する法律案（民主党、平成 13・14 年）

（目的）

第一条　この法律は、立候補休暇の制度を設けることにより、公職の候補者となる被用者の雇用の継続を確保し、もって国民の政治への参画の機会の増大に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「立候補休暇」とは、被用者が、公職の候補者となる場合において、次章に定めるところにより、当該公職に係る選挙の期日の公示又は告示の日前十四日に当たる日から当該選挙の期日後三日に当たる日までの期間内において、選挙運動又は選挙運動の準備若しくは残務整理をするために取得する休暇をいう。

２　この法律において「公職」とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。

３　この法律において「被用者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者であって、賃金を支払われるもの（日々雇用される者を除く。）をいう。

第二章　立候補休暇

（立候補休暇の申出）

第三条　被用者は、その事業主に申し出ることにより、立候補休暇を取得することができる。

２　前項の規定による申出（以下「立候補休暇の申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、立候補休暇を取得することとする日（以下「立候補休暇予定日」という。）をすべて明らかにして、しなければならない。

３　立候補休暇の申出は、当該立候補休暇の申出に係る最初の立候補休暇予定日の七日前までにしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（立候補休暇の申出があった場合における事業主の義務等）

第四条　事業主は、被用者からの立候補休暇の申出があったときは、当該立候補休暇の申出を拒むことができない。ただし、過去一年以内に他の選挙に係る立候補休暇の申出をしたことがある被用者（公職選挙法第百条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったことその他の厚生労働省令で定める事由により当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得しなかった被用者を除く。）からの立候補休暇の申出（当該他の選挙に係る再選挙に係るものを除く。）があった場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の場合において、事業主にその立候補休暇の申出を拒まれた被用者は、前条第一項の規定にかかわらず、立候補休暇を取得することができない。

（立候補休暇の申出の撤回等）

第五条　立候補休暇の申出をした被用者は、当該立候補休暇の申出に係る最初の立候補休暇予定日の前日までは、その事業主の同意を得て、当該立候補休暇の申出を撤回することができる。

２　前項の規定により立候補休暇の申出を撤回した被用者は、当該立候補休暇の申出に係る選挙については、第三条第一項の規定にかかわらず、立候補休暇の申出をすることができない。

３　立候補休暇の申出をした被用者は、公職の候補者の届出がなされなかったことその他の被用者が当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することが適当でない事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日後の当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することができない。この場合において、被用者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第六条　事業主は、被用者が立候補休暇の申出をし、又は立候補休暇を取得したことを理由として、当該被用者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（中略）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（労働基準法の一部改正）

第二条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　立候補休暇に関する法律（平成十四年法律第▼▼▼号）第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間

第三十九条第七項中「休業した期間及び」を「休業した期間、」に改め、「介護休業をした期間」の下に「及び立候補休暇に関する法律第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間」を加える。

（以下、略）

【出典：衆議院 HP「立法情報>議案情報>第 154 回国会　議案の一覧>議案本文情報一覧>立候補休暇に関する法律案」】

＊　以上の法案は、第 151 回通常国会（召集日平成 13 年 1 月 31 日）及び第 154 回通常国会（召集日平成 14 年 1 月 21 日）に提出されたが、審議未了により廃案となった。